平成２９年（フ）第２号
京都府宇治市宇治野神97番地の１　うぐいす荘11号
債務者　村井　美奈（旧姓森野）
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
京都市下京区屋形町17番地　市営住宅Ｗ１－607
債務者　北　　雅布
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
京都市山科区大宅桟敷５番地　椥辻市営住宅５Ｂ－606号
債務者　相澤　伸仁
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
京都府木津川市加茂町里南古田１番地　ソファレ里Ａ105
債務者　谷本　哲彦
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
京都市伏見区小栗栖中山田町60番地　府営住宅小栗栖西団地16―106
債務者　吉田　孝二
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
京都市左京区静市市原町440番地14
債務者　能見　桂子
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
京都市中京区西ノ京南大炊御門町27番地４
債務者　中矢　孝大
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１０号
埼玉県上尾市仲町２丁目10番10号　グランレーヴ201、旧住所埼玉県川口市戸塚東１丁目15番１号
破産者　佐藤　康学
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
埼玉県川口市東川口６丁目３番５号　ベルフォーレ壱番館Ｃ－303、旧住所埼玉県川口市戸塚東１丁目15番１号
破産者　佐藤みどり
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
長野県飯田市大王路２丁目１番地、開始時の住所長野県飯田市鼎中平2290番地
破産者　柳澤　明文
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３１号
岐阜県下呂市萩原町上呂2366番地
破産者　髙村　壽枝
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
愛知県豊橋市飯村北３丁目16番地の17
破産者　松田　秀綱
１　決定年月日　平成29年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３１号
福島県いわき市平中山字宮下66番地の４
破産者　仲井ヒロ子
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１０４号
福井市北四ツ居１丁目24番10号　グローリーハイム203、旧住所福井市河増町第25号34番地
破産者　近藤　文子
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
福井市北四ツ居１丁目24番10号　グローリーハイム203、旧住所福井市河増町第25号34番地
破産者　近藤　尚史
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８７号
福井県越前市三ツ屋町第10号23番地の18、旧住所福井県越前市府中２丁目３番22号
破産者　尾山　憲啓
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
福井市春日１丁目16番24号
破産者　クランベルこと　山岡　義則
１　決定年月日　平成29年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係